

別表Ⅲ 教職に関する科目(静岡大学情報学部規則第17条関係)

(注) 別表Ⅲにおける「必修または指定する科目」とは、「卒業するためには必ず修めるべき」という意味ではなく、「教員免許状を取得するためには必ず修めるべき」科目という意味です。

また、「教育の基礎的理解に関する科目等」とは、別表Ⅲにおける「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の3区分を指します。

情報科学科

◎印は、必修または指定する科目。

区分	授業科目	高等学校教諭 一種免許状	年次	免許法に掲げる科目
免許法施行規則に 定める科目	英語コミュニケーション	◎2単位	1	教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目 } 2科目の中から1科目 を必ず履修すること
	情報処理・データサイエンス演習	◎2単位	1	
	日本国憲法	◎2単位	1～3	
	健康体育実技Ⅰ	1単位	1～3	
	健康体育実技Ⅱ	1単位	1～3	
	健康体育演習	◎1単位	1～3	
教育の基礎的理解に関する科目	(中等) 教育の原理	◎2単位	2～4	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
	(中等) 教職入門	◎2単位	1	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)
	(中等) 教育と社会	◎2単位	3～4	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)
	(中等) 発達と学習	◎2単位	2～4	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
	特別の支援を必要とする子どもの理解	◎1単位	2～3	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
	教育課程論	◎1単位	3	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の指導法・特別活動論	◎2単位	3	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法
	教育方法論	◎1単位	3	教育の方法及び技術
	教育とICT活用	◎1単位	3	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
	生徒指導・進路指導	◎2単位	3	生徒指導の理論及び方法
	教育相談	◎2単位	3	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法

教育実践に関する科目	教育実習 教育実習事前・事後指導	◎2単位 ◎1単位	4 3~4	教育実習
	教職実践演習（中・高）	◎2単位	4	教職実践演習
教科及び教科の指導法に関する科目	情報学総論	◎2単位	1	情報社会・情報倫理
	情報と法	◎2単位	2	
	情報管理社会論	2単位	2	
	アルゴリズムとデータ構造	◎2単位	2	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）
	論理回路	◎2単位	2	
	オートマトンと言語理論	2単位	2	
	デジタル信号処理	2単位	2	
	情報科学実験B	2単位	3	
	情報科学実験C	2単位	3	
	データベースシステム論	◎2単位	2	情報システム（実習を含む。）
	創造的プログラミング	◎2単位	3	
	システム要求分析設計	2単位	3	
	機械学習	2単位	3	
	コンピュータネットワーク	◎2単位	2	情報通信ネットワーク（実習を含む。）
符号理論	◎2単位	2		
情報科学実験A	2単位	3		
モデリング	1単位	2	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	
応用プログラミングA	1単位	2		
パターン認識	◎2単位	3		
ヒューマンインタフェース及び演習	2単位	3		
経営管理	◎2単位	3	情報と職業	
情報産業分析	2単位	3		
オペレーション計画	2単位	3		
(中等) 情報科教育法Ⅰ	◎2単位	3	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	
(中等) 情報科教育法Ⅱ	◎2単位	3		
免許状取得に必要な最低修得単位数	67単位	内訳	免許法施行規則に定める科目	8単位
			教育の基礎的理解に関する科目等	23単位
			教科及び教科の指導法に関する科目	24単位
			大学が独自に設定する科目	12単位

(注) 「大学が独自に設定する科目」の12単位は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち24単位を超える単位のことです。すなわち、「教科及び教科の指導法に関する科目」が36単位以上(=24+12)修得できていればよいということです。

(注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」においては、「情報社会・情報倫理」「コンピュータ・情報処理」「情報システム」「情報通信ネットワーク」「マルチメディア表現・マルチメディア技術」「情報と職業」のそれぞれのカテゴリの中から指定する科目を含む2単位以上の修得が必要です。

行動情報学科

◎印は、必修または指定する科目。

区分	授 業 科 目	高等学校教諭 一種免許状	年次	免許法に掲げる科目
免許法施行規則に 定める科目	英語コミュニケーション	◎2 単位	1	教育職員免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目 } 2 科目の中から 1 科目 を必ず履修すること
	情報処理・データサイエンス演習	◎2 単位	1	
	日本国憲法	◎2 単位	1～3	
	健康体育実技 I	1 単位	1～3	
	健康体育実技 II	1 単位	1～3	
	健康体育演習	◎1 単位	1～3	
教育の基礎的 理解に関する 科目	(中等) 教育の原理	◎2 単位	2～4	教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想
	(中等) 教職入門	◎2 単位	1	教職の意義及び教員の役割・職務 内容 (チーム学校運営への対応を 含む。)
	(中等) 教育と社会	◎2 単位	3～4	教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項 (学校と地域との連携 及び学校安全への対応を含む。)
	(中等) 発達と学習	◎2 単位	2～4	幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程
	特別の支援を必要とする子どもの理 解	◎1 単位	2～3	特別の支援を必要とする幼児、児 童及び生徒に対する理解
	教育課程論	◎1 単位	3	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを 含む。)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目	総合的な学習の指導法・特別活動 論	◎2 単位	3	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法
	教育方法論	◎1 単位	3	教育の方法及び技術
	教育と ICT 活用	◎1 単位	3	情報通信技術を活用した教育の 理論及び方法
	生徒指導・進路指導	◎2 単位	3	生徒指導の理論及び方法
	教育相談	◎2 単位	3	教育相談 (カウンセリングに関す る基礎的な知識を含む。) の理論 及び方法
教育実践に関する科目	教育実習 教育実習事前・事後指導	◎2 単位 ◎1 単位	4 3～4	教育実習
	教職実践演習 (中・高)	◎2 単位	4	教職実践演習

教科及び教科の指導法に関する科目	情報学総論	◎2 単位	1	情報社会・情報倫理
	情報社会論	2 単位	1	
	社会公共システム論	2 単位	1	
	情報管理社会論	2 単位	2	
	アルゴリズムとデータ構造基礎	◎2 単位	2	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）
	データ処理プログラミング	◎2 単位	2	
	データアナリティクスⅠ	2 単位	2	
	データアナリティクスⅡ	2 単位	3	
	ユーザビリティ論	2 単位	1	情報システム（実習を含む。）
	情報システム基礎演習	◎2 単位	2	
	コンピュータネットワーク基礎	◎2 単位	1	情報通信ネットワーク （実習を含む。）
	情報理論	2 単位	2	
	情報セキュリティと法制度	2 単位	2	
	Web システム設計演習	2 単位	2	
知的情報システム開発Ⅰ	2 単位	2	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	
知的情報システム開発Ⅱ	2 単位	3		
視聴覚教育メディア論	◎2 単位	3		
マネジメントデザイン	◎2 単位	1	情報と職業	
サービス・イノベーション	2 単位	2		
産業社会行動分析	2 単位	3		
オペレーション計画	2 単位	3		
(中等) 情報科教育法Ⅰ	◎2 単位	3	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	
(中等) 情報科教育法Ⅱ	◎2 単位	3		
免許状取得に必要な 最低修得単位数	67単位	内 訳	免許法施行規則に定める科目	8単位
			教育の基礎的理解に関する科目等	23単位
			教科及び教科の指導法に関する科目	24単位
			大学が独自に設定する科目	12単位

(注) 「大学が独自に設定する科目」の 12 単位は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち 24 単位を超える単位のことです。すなわち、「教科及び教科の指導法に関する科目」が 36 単位以上 (=24+12) 修得できていればよいということです。

(注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」においては、「情報社会・情報倫理」「コンピュータ・情報処理」「情報システム」「情報通信ネットワーク」「マルチメディア表現・マルチメディア技術」「情報と職業」のそれぞれのカテゴリの中から指定する科目を含む 2 単位以上の修得が必要です。

区分	授 業 科 目	高等学校教諭 一種免許状	年次	免許法に掲げる科目
免許法施行規則に 定める科目	英語コミュニケーション	◎2 単位	1	教育職員免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目 } 2 科目の中から 1 科目 を必ず履修すること
	情報処理・データサイエンス演習	◎2 単位	1	
	日本国憲法	◎2 単位	1～3	
	健康体育実技 I	1 単位	1～3	
	健康体育実技 II	1 単位	1～3	
	健康体育演習	◎1 単位	1～3	
教育の基礎的 理解に関する 科目	(中等) 教育の原理	◎2 単位	2～4	教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想
	(中等) 教職入門	◎2 単位	1	教職の意義及び教員の役割・職務 内容 (チーム学校運営への対応を 含む。)
	(中等) 教育と社会	◎2 単位	3～4	教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項 (学校と地域との連携 及び学校安全への対応を含む。)
	(中等) 発達と学習	◎2 単位	2～4	幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程
	特別の支援を必要とする子どもの理 解	◎1 単位	2～3	特別の支援を必要とする幼児、児 童及び生徒に対する理解
	教育課程論	◎1 単位	3	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを 含む。)
道徳、総合的 な学習の時間等 の指導法及び 生徒指導、 教育 相談等に関する 科目	総合的な学習の指導法・特別活動 論	◎2 単位	3	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法
	教育方法論	◎1 単位	3	教育の方法及び技術
	教育と ICT 活用	◎1 単位	3	情報通信技術を活用した教育の 理論及び方法
	生徒指導・進路指導	◎2 単位	3	生徒指導の理論及び方法
	教育相談	◎2 単位	3	教育相談 (カウンセリングに関す る基礎的な知識を含む。) の理論 及び方法
教育実践に 関する科目	教育実習 教育実習事前・事後指導	◎2 単位 ◎1 単位	4 3～4	教育実習
	教職実践演習 (中・高)	◎2 単位	4	教職実践演習

教科及び教科の指導法に関する科目	パブリック・コミュニティ論	◎2 単位	1	情報社会・情報倫理	
	メディア文化論	2 単位	2		
	パブリック・ガバナンス論	◎2 単位	2		
	情報社会思想	2 単位	2		
	コンピュータ入門	◎2 単位	1	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	
	プログラミング	◎2 単位	1		
	プログラミング入門	1 単位	1		
	データ処理演習	1 単位	1		
	データとプログラミング	2 単位	2		
	社会モデル	◎2 単位	2	情報システム（実習を含む。）	
	データベース論	◎2 単位	2		
	地理情報システム	2 単位	2		
	コンピュータネットワーク基礎	◎2 単位	1	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	
	情報セキュリティと法制度	◎2 単位	3		
メディア・リテラシー	2 単位	1	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）		
メディア読解演習	◎1 単位	2			
Web デザイン	◎2 単位	2			
インタビュー・スキルズ	2 単位	2			
メディア制作演習	1 単位	3			
ICT 経済論	◎2 単位	2	情報と職業		
情報・コミュニティ論	2 単位	2			
メディア・コンテンツ法	◎2 単位	3			
(中等) 情報科教育法Ⅰ	◎2 単位	3	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		
(中等) 情報科教育法Ⅱ	◎2 単位	3			
免許状取得に必要な最低修得単位数		67単位	内訳	免許法施行規則に定める科目	8単位
				教育の基礎的理解に関する科目等	23単位
				教科及び教科の指導法に関する科目	24単位
				大学が独自に設定する科目	12単位

(注) 「大学が独自に設定する科目」の 12 単位は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち 24 単位を超える単位のことです。すなわち、「教科及び教科の指導法に関する科目」が 36 単位以上 (=24+12) 修得できていればよいということです。

(注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」においては、「情報社会・情報倫理」「コンピュータ・情報処理」「情報システム」「情報通信ネットワーク」「マルチメディア表現・マルチメディア技術」「情報と職業」のそれぞれのカテゴリの中から指定する科目を含む 2 単位以上の修得が必要です。